

大津市生涯学習センター条例（抄）

（設置）

第1条 市民の生涯にわたる学習活動を促進することにより市民の文化及び教養の高揚に資する等のため、生涯学習センター（以下「センター」という。）を設置する。

（平20条例68・一部改正）

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大津市生涯学習センター

位置 大津市本丸町6番50号

（事業）

第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 女性団体等への活動の支援並びに女性の自主的な学習及び活動の場の提供に関すること。
- (2) プラネタリウムによる天文の学習、科学に関する常設展示による学習その他科学の学習の推進に関すること。
- (3) 教育関係職員の研修並びに教育に関する専門的及び技術的な調査研究に関すること。
- (4) 少年の健全育成及び非行防止に関すること。
- (5) 生涯学習及び文化活動の情報の提供に関すること。
- (6) 視聴覚学習の推進に関すること。
- (7) 生涯学習に関する機会及び場の提供その他生涯学習の推進を図るため必要なこと。

（平11条例1・平12条例94・平16条例66・平17条例93・平20条例68・一部改正）

（施設）

第4条 前条の事業を行うため、センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 大津市女性会館
- (2) 大津市科学館
- (3) 大津市教育センター
- (4) 大津少年センター
- (5) 大津市文化情報センター
- (6) 大津市視聴覚ライブラリー
- (7) その他の施設

（平12条例94・平16条例66・平17条例93・平20条例68・一部改正）

（職員）

第5条 センターに所長その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるほか、大津市女性会館、大津市科学館及び大津市視聴覚ライブラリーにそれぞれ館長その他必要な職員を、大津市教育センター、大津少年センター及び大津市文化情報センターにそれぞれ所長その他必要な職員を置く。

（平12条例94・平16条例66・平17条例93・平20条例68・一部改正）

（運営協議会）

第6条 大津市科学館及び大津少年センターに、それぞれその運営に関する事項について調査、検討するため、大津市科学館運営協議会及び大津少年センター運営協議会（第6項において、「運営協議会」と総称する。）を置く。

2 大津市科学館運営協議会は委員13人以内、大津少年センター運営協議会は委員12人以内をもって組織する。

3 大津市科学館運営協議会の委員は、科学館が行う事業に関して識見を有する者であって次に掲げるもの及び教育委員会が行う公募に応募した市民のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係団体から選出された者
- (3) 市職員

4 前項の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、公募によらず、市民のうちから委員を委嘱し、又は公募に応募した者のうちから委員を委嘱しないことができる。

- 5 大津少年センター運営協議会の委員は、少年の健全育成に関して識見を有する者であって次に掲げるもののうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市民団体から選出された者
 - (3) 福祉関係団体から選出された者
 - (4) 教育関係団体から選出された者
 - (5) 関係行政機関から選出された者
 - (6) 市職員
 - 6 運営協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 委員は再任されることができる。
(大津少年センターの少年補導委員)
- 第7条 大津少年センターに少年補導委員を置く。
- 2 大津少年センターの少年補導委員は、少年問題に関係のある機関若しくは団体の推せんする者又は学識経験者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。
 - 3 大津少年センターの少年補導委員の任期は、2年とする。

大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、大津市生涯学習センター条例(平成4年条例第2号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、大津市生涯学習センター(以下「センター」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

（平17教委規則12・平18教委規則6・一部改正）

（事業）

第2条 （略）条例第3条各号に掲げる事業については、それぞれ条例第4条各号に掲げる施設で次のとおり行う。

（4） 大津少年センター

ア 本市の区域のうち志賀中学校、葛川中学校、伊香立中学校、真野中学校、堅田中学校及び仰木中学校の通学区域以外の区域(以下「所管区域」という。)における少年の非行防止及び健全育成を図るために必要なこと。

イ 所管区域における少年問題に関して相談に応じること。

ウ 所管区域において少年問題に関する情報及び資料を収集し、及び整備すること。

エ 所管区域において非行又は非行のおそれのある少年を補導すること。

（運営協議会の会長及び副会長）

第11条 条例第6条に規定する大津市科学館運営協議会及び大津少年センター運営協議会(以下これらを単に「運営協議会」という。)に、それぞれ会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ運営協議会の委員(以下「委員」という。)の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員としての在任期間とする。

4 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理し、運営協議会の会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（平13教委規則5・平21教委規則1・一部改正）

（運営協議会の会議）

第12条 運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（運営協議会への関係職員の出席等）

第13条 会長は、会議において関係職員の説明又は資料の提出を求めることができる。

2 関係職員は、会議に出席して、意見を述べることができる。

（大津少年センターの少年補導委員）

第14条 大津少年センターの少年補導委員(以下「補導委員」という。)は、少年に対する補導活動に従事する。

2 補導委員は、補導活動に従事するときは、少年補導委員証(様式第5号)を携帯しなければならない。

（平10教委規則4・一部改正）

（施行期日）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

3 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第5号(第14条関係)

(平10教委規則4・旧別記様式・一部改正、平19教委規則1・一部改正)

(表面)

少年補導委員証	第	号	
	60		
	ミリメートル		
	氏名	生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から	年 月 日まで	大津市教育委員会 印
	90ミリメートル		

(裏面)

注意
1 本証は、少年の補導活動に従事するときは、必ず携帯しなければならない。
2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4 少年補導委員でなくなったときは、直ちに本証を返納しなければならない。